

子が15歳へ向のときは、法定代達入(親権者) 子が15歳以上のときは、子本人 【 手 順 】 氏変更 申立て → 許 可 → 入籍届

2 申立てに必要なもの

申立書・・・・・・家庭裁判所の受付にあります。(さいたま家庭裁判所ホームページからダウンロード可) 本人確認をする場合あり(運転免許証、パスポート、個人番号カード、保険証、学生証等を持参) 子の戸籍謄本・・・・氏を変更する子の戸籍謄本・・・・1通または2通(注) 親の戸籍謄本・・・・子が新たに入籍する親の戸籍謄本・・1通または2通(注) 印鑑(認印も可)・・・ 子が15歳未満のときは、法定代理人(親権者)の印鑑 子が15歳以上のときは、子本人の印鑑

手数料・・・・・・**収入印紙**子1人につき800円 手数料は、改定する場合もあります。 (注)子の戸籍謄本および入籍する親の戸籍謄本は、<u>本籍地が入籍届出地と異なるときは「2通」</u>取 り寄せておいてください。(1通は家庭裁判所で使い、もう1通は入籍届に使います) 離婚届後に申立てをする場合は、離婚の記載がある戸籍謄本が必要です。

**3 申立て裁判所** さいたま家庭裁判所 048-863-8844,8876(直通)

所 在 地 さいたま市浦和区高砂3-16-45(さいたま地方裁判所内家事受付係)

- 最寄り駅 浦和駅(京浜東北線)から徒歩約15分 中浦和駅(埼京線) から徒歩約15分 埼玉県庁の南側
- **4 受付時間** 【平日】 午前9時~11時、午後1時~4時 (土日祝祭日及び年末12月29日から年始1月3日までを除く)

5 申立書提出 ・窓口来庁(上記2及び送付用切手代を申立人が負担)

・郵 送(上記2及び84円切手貼付の宛先を明記した返信用封筒が必要)

**許可の審判** 許可されると<u>後日郵送</u>にて「審判書謄本」が交付されます。<u>これを添えて下記のとお</u> り必ず「入籍届」をしてください。

·		ì
	入籍届に必要なもの	
	審判書謄本・・・「子の氏変更許可申立書」の謄本(許可する旨の審判が記載されたもの) 	
	乳幼児医療費受給資格者証など・・・(氏が変わる該当者のみ) 国民健康保険証・・・・・・・・・(氏が変わる加入者のみ) 子の戸籍 移記 税の戸籍	
`		,'
	問合せ先 戸田市役所 市 民 課 048-441-1800(内線 272,207)	



<u>メモ</u>\_\_\_\_\_\_

参考

次の地域にお住まいの方は、さいたま家庭裁判所に申立をしてください。 さいたま市、川口市、蕨市、戸田市、和光市、新座市、朝霞市、志木市、 上尾市、蓮田市、桶川市、北本市、鴻巣市、伊奈町